

2020年 9月 23日

No. 526



山田 良平
3分間
税ミナール



ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



マイナポイント事業スタート 還元ポイントは非課税

本年9月1日、マイナンバーカード所有者を対象とした総務省の「マイナポイント」事業がスタートしました。キャッシュレス決済で買い物をすると1人当たり最大5千円分のポイントが受け取れます。

マイナポイント事業は、マイナンバーカード普及に向けた取組みの1つで、来年3月までの7ヵ月間に、キャッシュレス決済サービスを提供する決済事業者を通じて電子マネーのチャージ(入金)又はスマートフォンのQRコード決済で買い物をした場合にポイントが付与されます。

ポイント還元率は25%、上限は5000ポイント(5000円相当)とかなりの高還元率です。マイナポイントの還元を受けるためには、次の手続きが必要になります。

- 1) マイナンバーカードを取得
- 2) マイナポイントの予約・申込み
- 3) ポイントを受け取る決済事業者を1つ選定
- 4) 登録した決済事業者を通じてチャージ又は買い物

マイナポイントの還元を受けるためには、まずはマイナンバーカードを取得している必要があるわけですが、マイナンバーカードの普及率は伸び悩んでいます。総務省が公表している現状の普及率(人口に対する交付枚数率)をみると、令和2年8月1日現在では全国で18.2%、地域差も大きく、最も普及率が高い宮崎県(25.3%)と、最も低い高知県(11.7%)で約2倍の開きがあります。マイナポイント事業スタートを受け、政府は今後の普及率向上に期待しています。

なお、マイナポイントの対象者に年齢制限はなく、未成年者でも親名義の電子マネーなどを利用してポイントを受け取ることもできます。4人家族の場合、最大2万円相当のポイント還元が受けられることとなりますが、このポイントは「値引き」の位置付けとなり課税対象にはなりません。

「マイナポイント事業について」(総務省)は、こちらからご覧いただけます。

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>